

金融庁の当社に対する業務改善命令について

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)は、当社の営業専門社員が当社の口座外において、お客さまから資金を詐取した不正行為に関し、本日、金融庁より下記のとおり、金融商品取引法第51条の規定に基づく業務改善命令を受けました。

業務改善命令を受けたことにつきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

今回の業務改善命令の内容等は下記のとおりでございますが、当社は、かかる処分を真摯に受け止め、今後の再発防止に向けて全社をあげて取り組む所存です。

記

1. 業務改善命令の内容

- (1) 今般の不祥事件により影響を受けた顧客に対し、適切な説明を行うとともに、顧客対応に万全を期すること。
- (2) 本件の根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から経営管理態勢・内部管理態勢を充実・強化すること。
 - イ. 同様の不祥事件を防止するため、経営陣の主導の下で、経営管理態勢・内部管理態勢のあり方を検証し、顧客資産・入出金等の異常な変動のチェック、営業店における日常的な相互牽制機能の強化、人事管理制度の見直し等を含む抜本的な再発防止策を策定すること。
 - ロ. 役職員に対する研修等、全社的な法令等遵守意識を醸成すること。
 - ハ. 法令等遵守に取り組む経営姿勢を明確化すること。(責任の所在の明確化を含む。)
 - ニ. 内部監査機能の実効性を確保すること。
- (3) 上記に関する業務改善計画を平成23年5月13日までに書面で金融庁に報告し、直ちに実行すること。
また、その実施状況について、当面の間、四半期毎に進捗・実施状況を報告すること。

2. 今後の対応

当社は、過去の不祥事件の原因を分析し、内部管理態勢も適時見直しを行い、不祥事件を未然防止する態勢構築に努めてまいりましたが、かかる事態を受け、未然防止や早期発見に関して更なる改善が必要と考えております。今後、速やかに今般の業務改善命令に基づく業務改善計画を策定し、かかる事態をおこさないよう、経営管理態勢・内部管理態勢の充実・強化を図っていく所存です。

以上